

●長崎県立大学 令和6年度第14回教育研究評議会 議事録

日 時	令和7年3月21日（金） 14：40～15：15
場 所	佐世保校第1、2会議室
出席者	浅田学長、橋本副学長兼教育開発センター長、大塚副学長、松崎副学長兼NAGASAKI セキュリティベース研究所長、谷澤経営学部長、綱地域創造学部長、有田情報システム学部長、古場看護栄養学部長、山本地域創生専攻長兼地域社会マネジメント専攻長、平岡情報工学専攻長、倉橋人間健康科学専攻長、大曲附属図書館長、西岡佐世保校附属図書館長、青木地域連携センター長、井上事務局長、山田シーボルト校事務局長、榊原学生支援部長、荻野国際社会学部教授
配付資料	【資料1】 長崎県立大学と Selkirk College（セルカークカレッジ：カナダ）との学生交換協定の締結について 【資料2】 泰日工業大学（タイ）との学生交流に関する覚書の更新について 【資料3】 タマサート大学ジャーナリズム・マスコミュニケーション学部（タイ）との学生交換に関する協定書の再締結について 【資料4】 「長崎県立大学カリキュラムポリシー」、「長崎県立大学全学教育履修規程」及び「長崎県立大学履修規程に関する細則」の一部改正について 【資料5】 長崎県公立大学法人長崎県立大学学生等発明等規程の制定について 【資料6】 令和7年度（2025年度）「学長が掲げる目標」
議 事	【協議事項1. Selkirk College（カナダ）との学生交換協定の締結について】 企画広報課長から、資料1に基づき以下のとおり説明がなされ、異議なく了承された。 セルカークカレッジとは2023年11月に交流提携に関する協定書を締結したが、これを具体化するものとして、今回、学生の交換留学に関する協定を締結するものである。派遣／受入の交換比率は年度内最大2.0ポイントまでとし、交換学生に加え、有料交換学生の受入も行う。 カナダの大学との交換留学に関する締結は本学としては初めてである。 【協議事項2. 泰日工業大学との学生交流に関する覚書の更新について】 企画広報課長から、資料2に基づき以下のとおり説明がなされ、異議なく了承された。 泰日工業大学とは2020年に最初に学生交流に関する覚書を締結したが、更新期間が5年間であり、今回更新するものである。残念ながらこれまで交換留学生の実績はないが、サマープログラムは2020年度と2024年度に実績がある。覚書の変更点は学長名のみであり、実質的な変更点はない。

議 事

【協議事項3. タマサート大学ジャーナリズム・マスコミュニケーション学部との学生交換に関する協定書の再締結について】

シーボルト校総務企画課長から、資料3に基づき、以下のとおり説明がなされ、異議なく了承された。

タマサート大学ジャーナリズム・マスコミュニケーション学部と本学国際社会学部の学生交換に関する学部間協定である。

2013年に当初の覚書を交わし、その後2019年に更新している。その後の更新に向けて調整を進めていたが、内容の調整に時間を要し、更新期限を過ぎてしまったもの。2024年度は本学から2名の派遣実績がある。両大学で協議を進め、今回、調整ができたことから再度締結したい。締結内容については、学期制の変更や学部名の変更等、現行の状況に合わせた変更を行っている。

【協議事項4. 全学カリキュラムポリシー、全学教育履修規程及び履修規程に関する細則の改正について】

教務グループ課長補佐から、資料4に基づき、以下のとおり説明がなされ、異議なく了承された。

現在、全学教務委員会を中心に、しまなびプログラムの見直しを進めている。具体的などころは引き続き協議を進めるが、大きなところでは、1年前期で配科している「長崎のしまに学ぶ」を1年後期に移動、「しまのフィールドワーク」を2年次に移動するとともに、当該科目を選択科目に変更する点である。これを令和7年度入学生から適用させるため、全学教育履修規程等の改正を諮るものである。併せて、次の改正を行う。

1. 長崎県立大学カリキュラムポリシーの一部改正
全学必修科目の記述から「しまのフィールドワーク」を削除。
2. 長崎県立大学全学教育履修規程の一部改正
 - ・「しまのフィールドワーク」を選択化することに伴い、「長崎リテラシー」区分の残り3科目を選択科目から選択必修化に。
 - ・「暮らしの中の救急法」の科目名称を「大学生のヘルスリテラシー」に改め、自身と身近な人の健康への配慮ができるようその基盤となる知識を学び、ヘルスリテラシーの向上を目指す内容に改める。
3. 長崎県立大学履修規程に関する細則の一部改正
 - ・経営学部及び地域創造学部の進級要件科目から「しまのフィールドワーク」を削除。
 - ・経営学科及び国際経営学科の進級に必要な単位数。

【報告事項1. 長崎県公立大学法人学生等発明等取扱規程の制定について】

シーボルト校企画グループ課長補佐から、資料5に基づき、以下のとおり報告がなされた。

現在本学の発明に関する規程は「長崎県公立大学法人職務発明等規程」のみで、学生の発明に関する取扱いについては規定化されていない。しかしながら、大学における専門性が高まる中、学生が大学教育において発明に関与する可能性が生じているため、早急に規程を定める必要がある。学生の発明と特許権の帰属に関しては、教員の指導及び大学施設を提供している大学と

議 事	の権利関係、共同研究なども検討する必要がある、いくつかのパターンについて検討する必要がある。今回は、その中でも最も基本となるケース、「学生が本学教員の指導の下、指導教員とともに行った発明で、職務発明等規程の準用を受けることに合意している場合」を規定する。職務発明等規程を準用するという内容にしている。 その他のケースについては継続して検討することとする。 また、当該規程は今後法人において制定の手続きがなされることが併せて確認された。 【報告事項２．令和７年度学長が掲げる目標】 学長から、資料６に基づき、「令和７年度学長が掲げる目標」の概要が説明された。 以上
-----	--